国家公務員の再就職規制に基づく推薦状の取扱について

科学技術 • 学術政策研究所

当研究所は、国家行政組織法及び文部科学省設置法に基づき文部科学省組織令において設置された施設等機関として位置づけられており、職員は全て国家公務員法の適用を受けます。

これにより、任期付研究員(若手育成型・招へい型)を含む研究者等全ての職員について、国家公務員法第106条の2に基づき、他の職員の再就職依頼・情報提供の規制(いわゆる「あっせん規制」)の適用を受けます。当研究所職員の就職活動の際に当研究所の他の現職職員による推薦状を発出(職員に関する情報提供)することができないことを御理解願います。また、現職職員の再就職活動に関して(任期付職員が任期終了後の就職先を求めて任期中に活動する場合を含む)、当該職員の業績や能力などのお問合せを当研究所にいただいた場合も、国家公務員法第106条の2が規制する、他の職員の再就職依頼・情報提供に該当することが理由で、回答ができないことを御理解願います。

なお、各研究員等の当研究所における研究活動及び成果等は当研究所ホームページ等で 公開しています。

報告書一覧 U 要は時期の漢字について II

URL http://www.nistep.go.jp/library/reportlist

再就職規則の遵守について URL http://www.nistep.go.jp/saishushoku

<国家公務員法第106条の2>

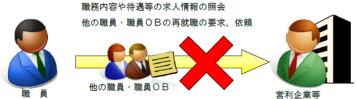
## 他の職員の再就職依頼・情報提供の規制

現職の職員が営利企業等に対し、

- ① 他の職員・職員OBを、当該営利企業等又はその子法人に再就職 させることを目的として、
  - (1) 当該職員・職員OBに関する情報を提供すること
  - (2) 再就職させようとする地位に関する情報提供を依頼すること
- ② 他の職員・職員OBを、当該営利企業等又はその子法人に再就職 させるよう要求又は依頼すること

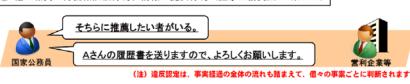
は禁止されています。

(例)他の職員・職員〇Bの名前・職歴の提供



これまで認定された事例としては、企業等のポストへの就任に係る情報提供行為や再就職依頼行為があります。違反者には懲戒処分が科せられました。

① 他の職員の再就職依頼行為、情報の提供行為(国家公務員法106条の2)



他の国家公務員・OBの再就職の依頼・情報提供等の規制は、従事する業務内容にかかわらず、一 般職の国家公務員に適用されます。したがって、人事担当以外の職員であっても、他の国家公務員

等の再就職を依頼するなどの行為は禁止されます。また、企業等からの依頼に応じて行うことや、他府省の国家公務員・OBについて再就職の依頼・情報提供等を行うことも、禁止されています。

出典:内閣府再就職等監視委員会事務局